

巡視船さんべ調査（左舷主機シリンダ損傷）

仕 様 書

第 八 管 区 海 上 保 安 本 部

第一章 一般

- 1 この調査に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。
- 2 この調査に当たり、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により処理するものとする。
- 3 受注者は、監督職員が必要と認めてその旨を指示したときは、工程表を提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 この調査期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、受注者がその責めに任ずるものとする。
- 5 仕様書で「官給」と特段記載のない部材については受注者手配とする。
- 6 本文中、特記のない単位はmmとする。
- 7 監督
仕様書に特記の無い場合又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議し、監督職員の指示による施工を行うこと。
- 8 検査
施工完了後、完了届を提出し、検査職員の検査合格をもって履行完了とする。
- 9 支払方法
履行完了後、一括払いとする。
- 10 履行引渡し場所
西郷港内に係留中の巡視船さんべ
- 11 引き渡し期限 令和8年11月30日
ただし、調査開始日は、 契約日から とする。

第二章 機関部

1 左舷主機

島根県隠岐の島町に所在の西郷港内に係留中の巡視船さんべ左舷主機（I H I 原動機製、型式：1 6 P A 4 V - 2 0 0 V G A）1 基について、次のとおり調査を行う。

なお、本整備は主機関整備業者（「海上保安庁の高速機関整備に関する技術審査」に合格したものに限る。）により行う。

（1）現状を確認する。

（2）乗員が指示する左舷機シリンダ内の損傷状態の確認及び同シリンダ内の異物混入の有無について調査する。

配管、燃料噴射弁、ナット、ロックワッシャ等取付け取外し復旧については付帯とする。

（3）調査において確認された軽微な不具合解消については、本仕様に含むものとする。

（4）さんべ左舷主機の復旧に関する技術的助言を含めた報告書を2部（本船1部、本部1部）提出する。